

## 平成30年度第1回瑞穂町総合教育会議 会議録

### 日 時

平成30年10月19日（金） 午前9時00分から午前9時40分まで

### 場 所

瑞穂ビューパーク・スカイホール 2階会議室

### 出席者

【町部局】 杉浦町長、栗原副町長、田辺企画部長、福井教育部長

【教育委員会部局】 鳥海教育長、関谷教育長職務代理者、滝澤委員、村上委員、中野委員

【事務局】 友野教育課長、鳥海教育課庶務係長、栗原教育課庶務係主任

### 傍聴者

なし

開会 午前9時00分

### 1 開会

事務局（教育課長）

（配布資料の確認後）これより、平成30年度第1回瑞穂町総合教育会議を開会します。  
はじめに、町長より会議の開催にあたり、挨拶をお願いします。

## 2 町長挨拶

町長

皆さん、おはようございます。平成30年度第1回瑞穂町総合教育会議を招集しましたところ、教育委員会委員全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。関谷忠委員には、町議会の同意を得て、10月1日に教育委員会委員を任命させていただきました。2期目の任期となりますが、引き続きよろしく願いいたします。また、日頃から委員の皆様には、児童・生徒の健全育成に向け、御尽力いただき感謝申し上げます。今後も児童・生徒の成長を見守っていただけたらと存じます。

今年の夏は、連日の猛暑に加え、豪雨や地震、台風による甚大な被害が日本各地で発生しました。先日の台風24号では、瑞穂町でも最大風速44メートルを記録し、倒木等の被害が発生しました。町では町民の生命、財産を守るため、今年度から設置した危機管理官を中心に、災害に備えているところです。

さて、本日の総合教育会議の議題は2件です。1件目は、町部局から報告する、今年度創設した「子育て応援課について」です。2件目は、教育委員会から報告する「教育委員会の施策について」です。これから担当者に説明させますが、委員の皆様の忌憚のない、また、活発なご意見をお願いし、挨拶といたします。

事務局（教育課長）

ありがとうございました。本会議の議事進行につきましては、瑞穂町総合教育会議要綱第4条第1項により、「会議の議長は町長が務める」となっていますので、これより町長に議事の進行をお願いいたします。

町長

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の会議ですが、要綱第6条の規定に基づき、会議を非公開とする理由はありませんので公開といたしますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

### 3 議題

#### (1) 子育て応援課について

町長

はじめに、議題（1）子育て応援課について、田辺企画部長より説明させます。

企画部長

子育て応援課について説明いたします。まず、ア 新設後の現状と効果についてです。資料1をご覧ください。これは、今年3月の総合教育会議でお示しした、平成30年4月の組織改正に関する資料のうち、子育て応援課に関する部分を抜粋したものです。平成29年度までは、左側の表のとおり、福祉課の中に福祉係、障がい係に加え、児童福祉を所管する児童係、児童館係、子育て支援係の計5つの係を配置し、これらを1名の課長が所管していました。平成30年4月からは右の表のとおり課を分割し、4つの係で構成する児童福祉に特化した子育て応援課を新設しました。各係ですが、手当・医療費業務を担当する子育て支援係、保育園、学童保育及び幼稚園を担当する保育・幼稚園係、児童館業務を担当する児童館係、そしてこども家庭支援センター係となっています。課長1名、係長4名、係員10名の計15名で業務を行っています。新しい子育て応援課では、幼稚園業務が教育課学務係から、学童保育クラブ業務が旧福祉課児童館係から保育・幼稚園係に移管されるなど、より専門的に担当できる体制になりました。待機児童対策に関することですが、町内の南平地区に新たに認定保育園が開設されました。また、町内にある幼稚園3園のうちの2園、瑞穂のぞみ保育園と福正寺松濤幼稚園で、これまで独自に保育料が設定されていたものが、子ども子育て支援制度に移行することに伴い、町が定める保育料に変更しました。その事務や、これまで教育委員会が実施していた幼稚園保護者負担軽減事

務等を子育て応援課が対応するなど、子育てに関する事務が統一化されました。また、子育て応援課の名称は親しみやすい、幼稚園と保育園の内容を一緒に聞くことができるのが良いなどの声をいただいています。

次に、イ 教育委員会との連携についてです。以降は、私から子育て応援課に聞き取りをした内容としてお聞きいただければと思います。これまでも、教育委員会とは、児童福祉事業のPRや、施設の提供等で連携は取っていますが、引き続き子育て支援に関する連携強化は不可欠であると考えています。学童保育クラブについて、災害時の連絡をはじめ、学校行事等の連絡調整を密にしています。第一小学校では、東棟の活用を引き続きお願いしたいと思います。第二、第四、第五小学校では、学校施設から離れた場所に学童保育が設置されているため、子どもたちの安全について引き続き協議を重ねていきたいと思います。また、放課後子ども総合プランでは、放課後の児童の居場所づくりとして連携事業を実施していますが、実施件数の増等、社会教育課と子育て応援課の連携強化に努めていきたいと思います。以上、議題（1）子育て応援課についての説明とさせていただきます。

町長

企画部長からの説明は終わりました。補足いたします。児童・生徒ですが、これまで行政は、それぞれのライフステージにおいてポイント的に関わってきたというのが実情です。この体制ですと、子どもたち個人への連続した対応が難しいと考えていまして、今回、子育て応援課を設置いたしました。また、平成31年11月には新庁舎が建設され、教育委員会も同じ建物の中に入りますので、これもまた、子育て応援課と教育委員会の連携が上手くいくのではないかと考えています。

それでは、ただいまの説明に関して、質問、ご意見等ございましたら、発言をお願いします。

村上委員

現在の子育て応援課という組織になって、メリットがだいぶあるということが今の説明で分かりましたが、

デメリットは今のところ出てきていないのでしょうか。

企画部長

私が組織担当部長として、普段、福祉部長並びに担当課長等と情報交換を行っていますが、現時点では出ていないようです。

村上委員

学校教育とその前の幼児教育などが上手く繋がっていくということが大切なことだと思いますと、課が違うことにより連携が上手く取れないということが一番困ると思います。平成31年度に、両部署の位置が近づくことによって、連携がより密になっていくことは非常に期待される場所だと、今のお話を伺いました。

町長

補足いたしますと、それぞれの組織のトップがどれほど連携し、意識しているかということがとても大事になります。毎月、私と副町長、教育長の3人で、必ずミーティングを持つようにしていますが、今後も連携を密にしていきたいと考えています。

ほかにございますか。それでは、議題（1）については、この程度とさせていただきます。

## （2）教育委員会の施策について

町長

議題（2）教育委員会の施策について、福井教育部長より説明をお願いします。

教育部長

配布させていただきました資料2-1 教育委員会の施策についてをご覧ください。はじめに、1 いじめ防止対策等についてです。資料2-2をご覧ください。この表は、いじめ防止基本方針策定等までの経緯を、時

系列で表したものです。平成23年10月、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦に自殺した件を受け、平成25年には「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、全国の各学校でいじめ防止基本方針の策定や、いじめ防止のための対策組織の設置などが義務化されました。

裏面をご覧ください。このような経緯により、町の取組と現状をまとめたものです。平成24年度から既に取り組んでいた対策に加え、平成26年度には「瑞穂町いじめ防止基本方針」、また、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。さらに、平成29年度には、この2つの方針の一部を改正したところです。改正内容は大きく2つに分かれますが、1 学校におけるいじめ防止等に関する取組、2 教育委員会の取組に関するものです。方針改正の趣旨は、ゴシック体で表示させていただきました。

4ページをご覧ください。3 いじめの認知件数として、瑞穂町の小・中学校で発生したいじめの実態調査結果をまとめた表です。公式な統計として、文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の平成26年度から平成29年度までの結果です。平成29年度は、小学校で63件、中学校で18件がいじめと認知されました。認知したいじめは、各学校のいじめ対策委員会で組織的に対応し、2件は継続して指導中ですが、そのほかは解消しています。統計上、認知件数は増加していますが、要因としては、小さないじめでも早い段階で教職員が気付いたり、子どもたちが教職員に相談しやすい環境づくりに心掛けた結果、いじめの認知が年々高まっていると分析しています。今後一層の、いじめに対する学校現場の教職員の目配り、気配りを推進してまいります。なお、先程2件が継続指導中と申し上げましたが、小学校、中学校でそれぞれ1件です。小学校では、子ども同士は解決したのですが、いじめられた側の親御さんの理解が得られないので継続としました。中学校では、いじめられた側が納得されていないということで、継続としました。教育委員会では、校長連絡会、副校長連絡会、いじめ防止対策委員会等で教職員に対し、いじめの定義並びに「瑞穂町いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図っています。さらに、いじめの認知を

ためらわないで行うこと、いじめを認知した際には管理職への報告・連絡・相談・記録を徹底すること、また、いじめを受けている児童・生徒を絶対に守るといった学校組織体制の強化に取り組んでいます。

資料2の1にお戻りください。2 平成31年度に予定されている教育委員会の主な施策について説明いたします。施策は(1)から(6)までの6つの事業をお示ししました。はじめに(1)学力向上施策の推進です。ここでは、教育向上基金という国の再編交付金を原資として積み立てたものですが、この基金を活用した学力向上事業を挙げさせていただきました。平成30年度に新たに事業化した小学生、中学生の学力調査以外、変更はございません。

2ページをご覧ください。次に(2)教員の指導力向上です。町では、全校を研究推進校として位置づけ、子どもたちの実態にあった授業に改善するための取組を、鋭意進めています。具体的な内容は、アの校内研修事業からカの指導課職員の訪問指導に区分し、お示ししました。引き続き、個々の教員の力量を高めるため、授業実践を柱とした各種研修により授業力向上を図ってまいります。

次に(3)ふるさと学習「みずほ学」の推進です。資料2-3をご覧ください。この施策は今年で2年目となります。「地域を知り 地域と関わり 地域で学び 地域でできることをする学び」というフレーズが「みずほ学」の定義ですが、瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成を目指しています。裏面をご覧ください。この資料は、ふるさと学習「みずほ学」に関する学習過程の手引きとなる資料です。町の長期総合計画の将来都市像「みらいに ずっと ほこれるまち」にならい、「みつける」課題を設定し、学習計画を立てる、「すすめる」計画を基に追求し、まとめ、発信する、「ほほえむ」学びの達成感や成就感を味わうをキャッチフレーズに学習を進めています。

資料2-1の3ページをご覧ください。(5)登録文化財制度の創設です。現在、町では登録文化財制度を導入し、町指定文化財に準じた貴重な文化財の保護と活用を進める準備を行っています。貴重な財産を地域の宝

として再認識し、所有者、地域、行政が一体となって後世に残すことを目的としています。ウのスケジュールにあるとおり、この12月に開催される町議会定例会に条例改正案を上程させていただき、平成31年4月の条例施行を目指しています。

次に(6)瑞穂ふるさと大学です。これまで町の豊かな自然や美しい景観、文化や歴史等の貴重な財産や観光資源など、町を再発見するための冊子を町民の皆さんと共に作成しました。平成30年度には、この冊子を活用し町の魅力が学べる歴史、観光、自然の3つのコースの「瑞穂ふるさと大学」を開講します。今後、この3つをテーマとした検定を実施し、「瑞穂マイスター」の育成を目指していきます。

4ページをご覧ください。3 今後見込まれる施策について、財政的裏付けが確定していませんが、現段階での施策の優先度をお示ししました。

最後になりますが、参考資料「平成30年度文部科学省行政説明資料(抜粋)」です。この資料ですが、今年の5月10日に開催された全国町村教育長会で配布された資料の写しとなります。平成27年4月にスタートした新教育長制度の仕組み、その成果事例などが示されています。参考資料として配布させていただきましたので、後程ご覧いただきたいと思います。教育部の説明は以上でございます。

町長

議題(2)の説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、質問やご意見等ございましたら、発言をお願いします。

教育長

一つ補足と言いますか、私の見解を述べさせていただきます。いじめ防止対策についてですが、教育部長から報告があったとおり、資料2-2に基づいて説明させていただきましたが、4ページをもう一度ご覧いただきたいと思います。いじめ認知件数につきまして、「瑞穂町いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」



が策定されて、それにのっとり校内組織も確立されました。また、いじめを認知するための定期的な調査、子どもへのアンケート等も実施しました。全国的には、どの段階をいじめと認定するか物差しがばらばらで、件数も多く上がっている自治体と、そうではない自治体もあります。文部科学省では指針等を示したりしましたが、それ以前から瑞穂町ではその物差しを独自に作っていました。その中で、小学校では平成26年度に3件だったものが、平成27年度に30件となり、平成28年度が54件、平成29年度が63件と、数は減っていません。これは私の見解では、きちんとした制度、物差しが行き渡って、小さいいじめも必ず認知して指導をしているという状況ですので、平成28年度以降、本格的にこの制度が上手くいっていると認識しています。今後、認知の件数が大幅に少なくなるということは見込めないのかなと思います。ただし、いじめを認知し、指導することにより、いじめによる重大事案というのは発生していないというのが事実でございますので、上手くシステムが構築されているのかなと思っているところです。また、各学校の校長先生には、校長連絡会等の機会を通じて、いじめ0が目的ではなく、いじめを認知する、それから指導して解決することが必要であると話しています。以上です。

町長

そのほか、何かございますか。

関谷教育長職務代理者

いじめの問題について、その定義というのが、ここ数年変わりつつあります。以前は、いじめとは言わなかったものが、子どもがいじめと思ったらそれはいじめだと、定義が変わってきている。そういう違いが、認知件数の数字に表れていると思います。指導する側も、行政も、いじめの定義の大きな変遷の中で、だいぶ苦労しているという現実があると思います。その中で、教育長が言ったように、0を目指すのではなく、どう対応したらよいか、子どもの生活に安心感、安定感を持たせるということが、指導の大事な部分だろうと思います。

そのような目線で我々も関わっていきたいと思います。以上です。

#### 滝澤委員

いじめの定義も、少し前までは、一定の子を一定の期間いじめているとか、そういう定義があったのですが、関谷委員が言われたとおり、相手がいじめられたと思った場合、それはいじめだというように私も捉えています。ですから、件数が0になるということはありません。しかし、早期発見、早期対応していれば大きなトラブルにはならないし、ある面では、子どもたちが成長していく過程で、多少のトラブルに対して問題解決して打ち克っていくということも必要だと考えられますので、現在の対応で十分かなと考えています。それから、授業力の向上や学力の向上となると、学校の先生方一人ひとりに自分のスキルを上げていただく、児童・生徒の考え方を取り上げて、楽しい授業や、やりがいのある授業を築いていかなければいけないのだろうと。指導課の主な事業計画では、「教員の研究・研修等の充実」として、こんなにたくさんの研究・研修を行っているわけですが、一番肝心なのは、校内研修事業というところで、何を目標にして授業に取り組んでいるのか、それが大きな授業改善のポイントになるのではないかと思います。一番理想なのは、一週間の中で一番授業数の多い国語や算数・数学を中心に、強化を図っていただくのが良いと思っています。もちろん健全育成や、生活指導、いじめ防止など、そういうことが一番基本にあります。瑞穂町の場合、ある程度クリアしていますので、いよいよ、教育の質の方に入っていただけるとありがたいなと思います。本当に良い計画ができていますので、これを中心に、町、教育委員会が一丸となって進めていただければと思います。以上です。

#### 中野委員

いじめの認知件数ですが、小学生の方は、聞き取りをすれば件数が上がってくる、増えるというのは当たり前のことと思いますが、それに対して中学生の方がそれほど浮き彫りにされていない、本当にこれだけなのかというのが感じたところです。それと、今はいじめの話ですけども、児童虐待というところでは、新し

く創設された子育て応援課で上手くフォローしていただければと感じました。以上です。

村上委員

いじめの問題も、授業の改善もそうなのですが、子どもたちが生き生きと学習ができる、先生方がそのクラスをどのように作るかということが、非常に大事なのかなと思います。良い雰囲気クラスからは、いじめが生まれにくいのではないかと思いますと、先生方がそういう意識を持って授業に当たっていただければ良いのかなと思います。そのために研修もある訳ですが、とにかくこの数を見ますとたくさんあり、非常に先生方も忙しいということで、授業に向かう余裕が生まれるような支援がさらに欲しいなと思います。色々な事務手続を経るとか、そういうことにも時間を取られているような現実があり、その辺りの支援がもう一つあると、結果として、先生方の余裕が子どもたちへの授業の向上に繋がっていくのかなと思い、ぜひお願いいたします。

それともう一点、登録文化財制度の創設ですが、条例が平成31年4月から施行ということですが、後世に残すために登録し、守っていくために必要な経費などについて、町では予算として上げていくものなのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

教育長

登録文化財制度について、これは町指定文化財も含めて、登録させていただくことによるお墨付きというのが一番大きいと思います。町指定文化財については、修理を行う場合の補助金制度を導入しています。今後、町側とも十分協議した上で、条例改正案を上程しなければならないところですが、登録文化財としての要件を損なわずに行う修理等が発生した場合、その援助をどうするか、検討しているところです。

町長

宗教関係のものはとても多くあり、地方自治法上は手を出せないものもあります。法律に掛からないように、しかし、伝統文化も守らなければいけませんので、そういうところもしっかり見つめたいと思います。ただ、

伝統や文化というのは、時代とともに廃れるものもあれば残さなければいけないと皆様が思うものもある訳でして、そういったところの合意形成はどうするのか、少し考えなければいけないと思っています。

それから、いじめの関係ですが、行政側では差別意識の撤廃というところで、バックアップしたいと思っています。宗教・人種やジェンダー等、いろいろな差別意識の発生という問題があり、これは、子どもたちばかりではなく、まわりの大人たちへの働きかけが非常に重要だと思っていますので、町部局でも差別意識の撤廃に向けてこれからも努力してまいります。

#### 企画部長

先ほど中野委員が言われた児童虐待の件ですが、東京都では「子どもの虐待の保護指導に関する条例」の制定を模索しているようで、今月15日に都が市町村の担当課長を集めて意見交換を行ったということ、子育て応援課長から聞いています。以上です。

#### 教育長

児童虐待につきましては、家庭内で虐待があっても、外の人には中々見えない部分がございますが、その子が小学校に通うようになると、学校の現場では、この子には傷があるとか、ちょっとおかしいとか、学校側が気付くというようなことが現実としてあります。それにより関係機関に連絡を入れることもあります。子育て応援課が充実し、教育委員会とどのように繋がるか、この2つの関係は主にセーフティネットのところで十分に連携して繋がっていくべきだと、私は思っているところです。

#### 町長

ほかにございますか。ないようですので、議題（2）については、この程度とさせていただきます。

### （3）その他

町長

次に議題（3）その他について、事務局から何かありますか。

事務局（教育課長）

次回の総合教育会議ですが、緊急でお集まりいただく場合を除き、例年通り3月の開催を予定しています。日程については、決まり次第ご連絡いたします。

#### 4 閉会

町長

ほかに何かありますか。ないようですので、これを持ちまして平成30年度第1回瑞穂町総合教育会議を終了いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時40分